

第2期北海道中札内村基本計画

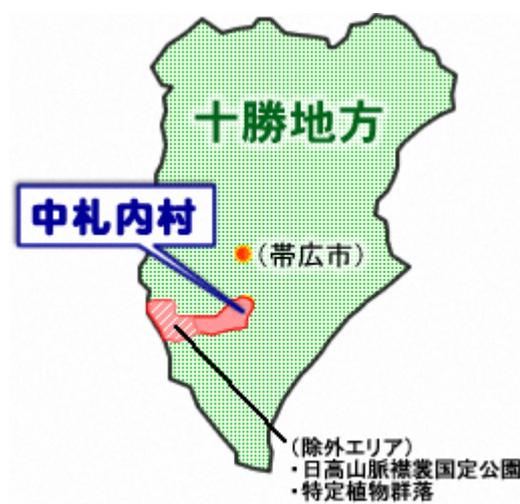
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和6年1月1日現在における北海道河西郡中札内村の行政区画とする。概ねの面積は2万9千ヘクタール程度（中札内村面積）である。ただし、日高山脈襟裳国定公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を除く。

また、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。



(2) 地域の特色

(地理的条件)

中札内村は北海道東部の十勝平野南西部に位置し、北部は帯広市に、東部は更別村に、南部は大樹町に隣接している。また、西部は日高山脈襟裳国定公園の一部であり日高山脈を越えて新ひだか町に隣接している。

日高山脈中央部を源とする札内川が村の中央を流れており、豊富な水資源に恵まれその流域には、広大な農地が広がり、小麦、甜菜、馬鈴薯、豆類の畑作物を主体に、枝豆や長芋等の野菜を組み合わせた畑作経営や乳用牛、養豚、養鶏などの畜産経営が行われている。



(インフラの整備状況)

中札内村には、高規格道路帯広・広尾自動車道の中札内インターチェンジがあり、北海道横断自動車道を経由し札幌市圏域と接続されている。帯広・広尾自動車道は、帯広～忠類大樹間がすでに供用され、忠類大樹～広尾間は事業区間となっている。

また、一般国道（以下、国道）236号を通じ北は帯広市、南は広尾町へと接続されている。

鉄道駅（北海道旅客鉄道帯広駅）を有する帯広市へは、約28km（車で約30分）の距離である。

空港は、中札内村から車で約11km（車で約12分）の距離に、とち帯広空港（滑走路2,500m）があり、大型ジェット機2バースと小型ジェット機2バースの同時駐機が可能である。現在は2社が乗り入れ、1日計7往復、約1時間40分で東京国際空港（羽田空港）へと連絡している。令和5年の航空旅客輸送人員実績は639,354人（令和5年度 帯広市）となっている。

港湾は、中札内村から60km（車で約65分）の距離にある広尾町に十勝港がある。十勝港は重要港湾に指定され、我が国の主要な食料生産地である北海道十勝の唯一の海の玄関口であり、北海道と首都圏を最短距離で結び、農業生産に欠かすことのできない肥料や飼料、石炭等を輸入・移入しているほか、国内最大級の小麦サイロを有し農産物を中心とした輸送を行っている。大型岸壁（マイナス13m、マイナス12mの各1バース）を備えており、パナマックス級の大型貨物船の着岸が可能である。令和4年度の取扱貨物量は、外国貨物約46万トン、国内貨物約109万トン（令和5年 広尾町港湾課）となっ

ている。

これら陸・海・空の交通インフラが中札内村及び十勝管内周辺自治体に整備されており、中札内村と道内外を結ぶ交通網が構築されている。

(産業構造)

中札内村は、札内川の流域に広がる肥沃な土地を生かした第1次産業の農業が基幹産業であり、小麦、甜菜、馬鈴薯、豆類の畑作物を主体に、枝豆や長芋などの野菜を組み合わせた畑作経営や乳用牛、養豚、養鶏などの畜産経営が行われている。令和4年度の農業粗生産高は約146億円（令和4年 中札内村農業協同組合）となっており、我が国の主要な食料生産地である北海道十勝の中でも重要な役割を担っている。

特に、中札内村農業協同組合を中心に推進している枝豆の生産については、全国有数の作付面積を誇り、近隣の農業協同組合と広域で連携してブランド化を進め、数多くの枝豆加工製品を開発しPRを行い、安全・安心な国産枝豆として、全国の学校給食の食材として多く採用されているほか、アメリカやアジア、中東など世界各国へ輸出も行っている。

このような豊富に生産される良質な農畜産物を原料として求め、北海道を代表する製菓会社やチーズ工房などが進出しているだけでなく、近年では、農業者自らが加工、販売を行う6次産業化の取組も見られる。

また、景観、農業、食を活用した観光振興にも取り組んでおり、「道の駅なかさつない」では中札内村の農畜産物を使用したメニューの提供を行っており、令和4年度の十勝管内の道の駅観光入込客数では、第2位の約619.8千人（令和4年 中札内村産業課）となっている。

(人口の状況)

中札内村は、帯広市に隣接し、とから帯広空港から車で約10分の好立地ということもあり、令和元年から十勝管内の市町村の中で唯一5年連続の社会増（2023年 総務省住民基本台帳人口移動報告）を記録している。令和2年国勢調査人口は、北海道の村では第1位の3,884人となっている。

今後、人口減少が見込まれることから、平成28年に策定した「中札内村人口ビジョン」及び令和2年に策定した「中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略第2期」に基づき各種施策を推進している。令和4年6月には、移住者で構成する中札内村移住促進協議会（なかさつサポーターズ）を結成、移住に関する支援を行っている。

十勝管内の市町村の人口増減（社会増減）

	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年
帯広市	▲435	96	314	354	▲143
音更町	▲307	▲132	▲288	▲101	▲142
士幌町	10	4	▲20	43	▲53
上士幌町	▲44	11	42	45	▲5
鹿追町	▲45	▲27	13	▲53	▲44
新得町	▲30	▲89	▲52	▲92	▲55
清水町	▲4	▲11	▲23	23	▲54
芽室町	84	▲2	▲33	▲48	▲81
中札内村	7	9	17	31	9
更別村	▲13	▲4	18	20	▲3
大樹町	▲57	36	17	▲27	▲52
広尾町	▲110	▲38	▲82	▲30	▲117
幕別町	▲42	▲79	29	▲22	▲3
池田町	▲39	▲29	▲56	▲82	▲43
豊頃町	▲21	▲49	▲14	▲37	▲42
本別町	▲92	▲63	▲77	▲68	▲76
足寄町	▲97	▲93	▲43	▲36	▲83
陸別町	▲22	▲15	▲11	▲17	9
浦幌町	▲42	▲59	▲68	▲24	▲77
合計	▲1,299	▲534	▲317	▲121	▲1,055

※単位「人」、▲「マイナス」

(2023年 総務省 住民基本台帳人口移動報告に基づき作成)

北海道の村の人口状況

順位	村名	(人)
1	中札内村	3,884
2	更別村	3,080
3	新篠津村	3,044
4	猿払村	2,611
5	鶴居村	2,558
6	真狩村	2,045
7	留寿都村	1,911
8	泊村	1,569
9	島牧村	1,356
10	占冠村	1,306
11	赤井川村	1,165
12	初山別村	1,080
13	西興部村	1,053
14	神恵内村	870
15	音威子府村	706

(令和2年 国勢調査)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

中札内村では、村の最上位計画である「第7期まちづくり計画（2022年度～2029年度）」で掲げる5つの基本目標の1つに「元気あふれるまちづくり」を掲げ、豊かな地域資源や立地条件を生かし、農業をはじめ観光や商業など産業の振興や相互の連携により、次の世代が夢と希望を持てる村をめざしている。

また、「中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略第2期」においても、農業の振興と地場産品を生かした商品の開発やふるさと納税返礼品の充実、まちなかにぎわい拠点づくりなどによる「地域産業の創出と雇用の拡大」をめざしている。

目標達成のため、農業生産基盤の整備や優良農地の確保、生産性・作業効率の向上、農畜産物の付加価値の向上や販路拡大に向けた各種施策を推進しているほか、景観、農業、食を生かした観光基盤の整備や観光客の受け入れ体制づくりに取り組むとともに、地域経済牽引事業の促進による質の高い雇用の創出や地域産業への経済的波及に向けた取組を行う。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率

付加価値額		326百万円	417%
-------	--	--------	------

(算定根拠)

※「北海道中札内村基本計画」における現状の値は、各承認地域経済牽引事業計画が新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことにより目標値との比較において不相当であるため、記載しない。

- 北海道内の1事業所当たりの平均付加価値額が46.1百万円（令和3年経済センサスー活動調査）であることから、それより高い1事業所当たり平均47百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を4件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.4倍の波及効果を与え、263百万円の付加価値額を創出することを目指す。
- 波及効果は産業連関表（北海道開発局作成、平成27年十勝圏版）において、食用耕種農業の生産誘発額が約1.3倍、畜産が約1.4倍、畜産食料品が約1.8倍、その他食料品が約1.4倍、商業が約1.1倍であることから、各業種の付加価値額の割合等を考慮し、1.4倍としている。
- 263百万円は、促進区域の全産業付加価値額（約91億円）の約2.9%、製造業の付加価値額（約22億円）の約11.9%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、促進区域内の新規雇用者数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	47百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	3件	7件	133%
促進区域内の新規雇用者数	—	16人	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（１）～（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,611万円(北海道の1事業所あたり平均付加価値額(令和3年経済センサス-活動調査))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で18%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1人以上増加すること。

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点促進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①中札内村の枝豆等の農産物を活用した農林水産関連分野
- ②中札内村の枝豆等の農産物を活用した食料品製造関連分野
- ③中札内村の「日本で最も美しい村」連合に認められた豊かな自然景観等の観光資源を活用した観光・まちづくり関連分野
- ④中札内村の枝豆等の農産物を活用した観光・まちづくり関連分野

(2) 選定の理由

- ①中札内村の枝豆等の農産物を活用した農林水産関連分野

中札内村は、札内川の流域に広がる肥沃な土地を生かした第1次産業の農業が基幹産業であり、具体的には、小麦、甜菜、馬鈴薯、豆類の畑作物を主体に、枝豆や長芋等の野菜を組み合わせた大規模な畑作経営や乳用牛、養豚、養鶏などの畜産経営が行われており、令和3年度の農業産出額は1,272千万円(2021年 農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」)で、北海道内全15村の中で第1位、十勝の中で第11位に位置しており強みのある産業と言える。

特に、中札内村農業協同組合を中心に推進している枝豆の生産については、道内でも有数の作付面積(483ヘクタール)を誇り、村内畑作103経営体のうち7割を超える79経営体が作付けを行っている。また、大型収穫機械を導入し、収穫作業の効率的な生産体系化や、加工処理施設の拡充、貯蔵施設の増設などを図っているほか、圃場や集荷段階など3段階にも及ぶ残留農薬検査の実施など、安全で安心な枝豆を追及していることから品質に高い信頼が寄せられている。令和元年には、作業効率の向上と衛生管理の強化を目的に農産物加工処理施設第一工場を全面改修し、新たに最先端の光学式選別機と自動箱詰めロボットを導入するなど衛生管理の強化を図っている。同年10月29日に世界的にも厳しいとされる食品安全管理の国際規格「FSSC22000認証」を取得しており、今後の販路拡大が期待される。このほか、近隣の農業協同組合と広域で連携して枝豆のブランド化を進めており、JA中札内村直売所では、加工品の販売を行っている。また、近年では、農業者自らが加工、販売を行う6次産業化の取組も見られる。

このように良質な農畜産物を活用し、農林水産関連分野における更なる付加価値向上、販路拡大による質の高い雇用の創出や地域産業への経済的波及をめざす。

一経営体当たり経営耕地面積、家畜飼養頭数(令和2年)

	一経営体当たり経営耕地面積 (a)	家畜飼養頭数 (乳用牛) (頭)
中札内村	5,091	7,009
北海道	3,021	810,699
全国	305	1,321,553

(2020年 農林業センサス)

中札内村農業の位置付け

(令和4年 主要作目別作付面積、収量及び北海道内順位)

作目	作付面積 (h a)	道内 順位	収穫量 (t)	道内 順位
小麦	932	42	5,010	36
大豆	164	61	369	63
てんさい	1,130	16	78,200	14
馬鈴薯	1,010	15	42,700	14

(農林水産省北海道農政事務所統計部 農業関係市町村別データ なんばん BOOK)

②中札内村の枝豆等の農産物を活用した食料品製造関連分野

中札内村には、上記①で示した地域特性である中札内村の良質な農畜産物を原料とする食料品製造業として、菓子メーカーなど9社が立地している。

また、中札内村の食料品製造業は、村全体の製造品出荷額の84.7%、従業員数の80.8%を占めており、強みのある産業と言える。

令和3年には、帯広市の不動産会社が新鮮な農作物や畜産物が大量に生産されている本村の立地に着目し、十勝の食材を用いた食品製造・加工事業へ進出している。

更に、中札内村では、平成22年度から十勝圏19市町村や農林漁業団体、商工団体、金融機関、大学・試験研究機関と連携しながら、食と農林漁業を柱とした地域産業政策として「フードバレーとかち」を推進している。本取組では、「農林漁業を成長産業にする」「食の価値を創出する」「十勝の魅力を売り込む」の3つを基本方針に掲げ、日本有数の大規模畑作酪農地帯・食料供給基地という地域の優位性を生かしながら、生産・加工・流通・販売が結びついたフードシステムを構築することで、地域産業の更なる発展を目指している。

以上を踏まえ、これらの付加価値の高い商品を製造する食料品製造関連企業が、良質な食料品製造を行い大消費地に安定的に供給することを通じて、質の高い雇用の創出や地域産業への経済的波及をめざす。

中札内村の製造業における食料品製造業の製造品出荷額の割合（令和2年）

	出荷額等総数 (百万円)	うち食料品製造業 (百万円)	割合 (%)
中札内村	18,836	15,945	84.7
北海道	5,587,227	2,110,866	37.8

(令和2年 RESAS)

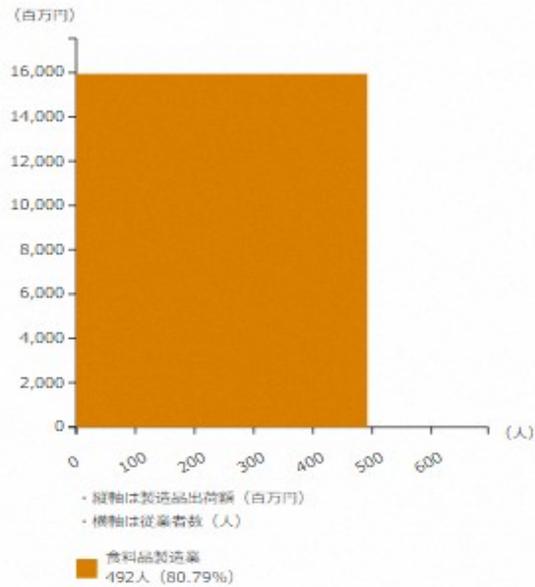
中札内村の製造業における食料品製造業の従業者数の割合（令和2年）

	従業者数 (人)	うち食料品製造業 (人)	割合 (%)
中札内村	609	492	80.8
北海道	164,878	74,314	45.1

(令和2年 RESAS)

2020年

製造品出荷額計：18,836.91百万円 (84%)
従業者数計：609人 (80%)



(令和2年 RESAS)

③中札内村の「日本で最も美しい村」連合に認められた豊かな自然景観等の観光資源を活用した観光・まちづくり関連分野

NPO法人「日本で最も美しい村連合」は、フランスの素朴な美しい村を厳選し紹介する「フランスの最も美しい村」運動に範をとり、日本の農山漁村の景観・文化を守りつつ、最も美しい村としての自立を目指すものとして、フランスの審査基準をベースに日本の独自性を踏まえた審査基準を再構築し、平成17年からスタートした。

参加町村数は59町村地域(令和6年1月1日現在)のところ、道内からの加盟は9町村である。中札内村もその1つであり、十勝管内からは唯一の参加となっている。

【道内からの加盟町村・地域】

6町：美瑛町、標津町、京極町、黒松内町、江差町、清里町

3村：赤井川村、鶴居村、中札内村

中札内村が連合に加盟するにあたって認められた地域資源は、「防風保安林に守られた農村原風景」「北の大地を彩るアートと文化」である。前者については、村が開拓時代から長い年月をかけて育んできた農業の営みを発展させながら、美しい風景の整備・保全に取り組むことで、農業の営みを支える防風保安林と家屋などを守る防風林が混在する4つの畑(馬鈴薯、てんさい、豆類、小麦)が織りなす「北海道の農村原風景」を形成していること、後者については、住民・民間企業・村が育んできた「アート」や「花のまちづく

り」の文化が北の大地中札内村の街並みを彩っていることが高く評価されたものである。

中札内村のこのような豊かな自然や美しい景観に着目し、出店する事業者が増加していることから、中札内村では独自支援策として「にぎわいづくり起業者等支援補助金」による6次産業化などの支援を行い、域内事業者の売上増・収益増などに寄与している。その結果、同道の駅の出店事業者は、平成17年リニューアル後の5事業者から現在7事業者まで増加している。

また、同道の駅は、十勝管内の道の駅（15箇所）で第2位の観光入込客数約619.8千人（令和4年中札内村産業課）となっていることから、域内事業者の稼ぐ力を高める拠点として今後一層有効活用していく。「中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略第2期」においても道の駅周辺環境の整備を図っていくことを掲げるなど、中心市街地の活性化に資する施策を展開していくこととしている。このような優れた自然景観や良質な農畜産物等の地域資源を活用した観光振興を更に推進するとともに、課題となっている中心市街地の活性化にもつなげる必要がある。令和3年5月中札内村役場庁舎移転に伴うさらなる市街地の空洞化を避けるため、「道の駅なかさつない」にあった加工調理施設機能を旧役場庁舎跡地へ移し、令和6年度に「まちなかキッチンスタジオ」を運用開始するとともに中札内村農村環境改善センターの利活用をすすめる。

道の駅などの観光拠点と連携し、まちなかのにぎわいを創出する拠点づくりなどまちづくり活動に取り組み、観光・まちづくり関連の事業者における更なる付加価値向上、販路拡大による質の高い雇用の創出や地域産業への経済的波及をめざす。

中札内村の観光入込客数の推移

	観光入込客数 (千人)	うち「道の駅なかさつない」入込客数 (千人)
令和元年度	960.6	720.3
令和2年度	655.8	508.0
令和3年度	705.9	531.0
令和4年度	828.7	619.8

(中札内村産業課)

④中札内村の枝豆等の農産物を活用した観光・まちづくり関連分野

中札内村は、上記①の地域特性で示した良質な農産物を強みとして持っている。「中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略第2期」に掲げるとおり、基幹産業である農業の振興を図るとともに、更なる産業活性化を目指し、地場産品の高付加価値化や他産業との連携により、新たな販路や消費拡大に取り組んでいる。施策の一つとして中札内産農畜産物を活用した、ふるさと納税返礼品の充実が挙げられる。

令和3年3月には、地方創生（地場産品の創出、人口増、少子化対策、経済活性化、関係人口創出、地域住民福祉の向上等）に資する企業等を補助対象とした「ふるさと納税クラウドファンディング補助金」を制定。村が公募し、採択した事業を実施するための資金をインターネットサイトでふるさと応援寄附金として募り、調達する仕組みを構築した。令和6年1月時点で4件の事業を採択している。採択事業の中には、32ヘクタールの広

大な敷地と独立型コテージ・グランピング施設を有する帯広市の不動産会社も含まれており、新たに新設した食品製造施設（冷燻施設）で製造した商品を宿泊客に提供している。また、中札内村のふるさと納税返礼品として登録されたほか、「道の駅なかさつない」での商品販売など本村のまちづくりに大きく貢献している。

以上のように、地域特性である農産物を生かした観光・まちづくり関連の事業を後押しし、農産物を活用して観光・まちづくりの活性化に取り組む事業者の販路拡大による売上増加や質の高い雇用創出を通じて付加価値額を向上させるなど、地域産業への経済的波及をめざす。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載した中札内村の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や中札内村にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について課税免除措置の対象とする。

②特定地域における村税の課税の特例に関する条例

中札内村では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の中札内村固定資産税の減免措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の村固定資産税を課税免除措置の対象とする。

③中札内村企業立地促進条例

中札内村では、「第7期まちづくり計画（2022年度～2029年度）」で掲げる5つの基本目標の1つに「元気あふれるまちづくり」を掲げ、独自支援として、事業場等の新增設に係る投資に対する課税免除（固定資産税）や中札内村企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金や雇用促進奨励金、土地取得奨励金の交付を行っている。令和5年4月には、助成限度額を引き上げたほか、対象事業に観光施設や卸売業、新エネルギー供給施設を加えた。

④北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するた

めの助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①研究機関や支援機関が有する分析・解析結果、技術情報の提供

地域企業の技術力向上のため、研究機関や支援機関が保有している情報であって資料として開示している情報などについて、インターネット公開を進めていくほか、問い合わせを受けた際は、関係部署と調整のうえ対応していく。

②村が保有する観光データの公開

観光関連事業者が活用できるよう、村が保有する観光データで開示可能な情報について、インターネット公開を進めていくほか、ソーシャルネットワーキングサービスを活用し村の情報を積極的に発信していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道庁経済部産業振興局産業振興課内、中札内村総務課内に設置された相談窓口を通じ、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道関係部局と中札内村が連携し対応していく。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

村内で新規開業を検討している事業者に対して、店舗及び事業所の新築に要する経費や備品購入費に一部助成して開業を支援する。

②デジタルトランスフォーメーション（DX）の促進支援

キャッシュレスニーズに対応するため、電子決済端末導入の費用に対して助成する。

③賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

④グリーントランスフォーメーション（GX）の促進支援

村内へ新エネルギー供給施設での進出を検討している事業者に対して、進出に要する土地取得費用や固定資産税等を支援する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度～ 令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①特定地域等における道税の課税の特例に関する条例	運用	運用	運用
②特定地域における	運用	運用	運用

る村税の課税の特例に関する条例			
③中札内村企業立地促進条例	運用	運用	運用
④北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①研究機関や支援機関が有する分析・解析結果、技術情報の提供	随時対応	随時対応	随時対応
②村が保有する観光データの公開	随時対応	随時対応	随時対応
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談対応（北海道）	随時対応	随時対応	随時対応
②相談対応（村）	随時対応	随時対応	随時対応
【その他】			
①スタートアップへの支援	随時対応	随時対応	随時対応
②デジタルトランスフォーメーションの促進支援	随時対応	随時対応	随時対応
③賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、支援機関である国立大学法人帯広畜産大学及び公益財団法人とから財団等と連携し、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学

十勝地域における産学官連携による地域産業振興の拠点的な存在であり、民間との連携窓口となる「産学連携センター」を設定している。地域の経済発展に寄与するリーダー人材の育成や、研究者の活動を発表する企業等集積プラットフォームを作成するなど様々な取組を展開している。

②公益財団法人とかち財団

十勝地域の農林漁業を核とした地域産業の振興を支援し、十勝の「価値」の創出と向上を目指したものづくり支援や連携支援を行っている。また、産学官金の人的ネットワークを有しており、このネットワークを通じて、様々な支援を行っている。

現在、十勝産業振興センター及び北海道立十勝圏地域食品加工技術センター、十勝事業創発支援センター（LAND）を運営している。十勝産業振興センターでは主に情報技術分野について、北海道立十勝圏地域食品加工技術センターでは十勝の豊富な地域資源を活用した食品技術分野の「ものづくり」の支援している。2019年にオープンした十勝事業創発支援センター（LAND）では、事業者同士や専門家をつなぎ創業・起業等の促進を支援している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

事業者が新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。地域経済牽引事業の活動においては環境保全に留意し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等における地域経済牽引事業の実施に当たっては、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、これらの多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないように実施する。

また、廃棄物の低減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報の提供や広報啓発活動を推進し、意識の向上を図る。

令和6年1月1日現在、「中札内村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「中札内村景観計画」を策定中であり、両計画との整合性を図っていく。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

新規開発を行う場合は周辺交通状況に配慮した車両出入口の設置や、事業所周辺、特に車両出入口部に照明灯やミラーの設置を求めていく。特に、多数の車両出入りが想定される大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には警備員の配置を求めていく。

冬期間にあっては、降雪量、積雪量に応じた適切な除排雪や凍結防止剤や砂の散布を実施し、車両の安全な走行や歩行者の安全確保に努める。

また、村の関係機関で組織する地域安全推進協議会を通じ、交通安全啓発を実施する。

(3) その他

P D C A体制については、毎年度1月に中札内村総務課を中心に関係課による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と当該事業の見直しについて検討・整理を行う。

なお、必要に応じて支援機関や有識者等の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「北海道中札内村基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。